しょうわ

代理人サービス

預金者ご本人さまが事前にお申込みいただくことで、
ご本人さまに代わって代理人の方がお手続きできるサービスです。

代理人サービス

預金者ご本人さまが
ご高齢や病気等でご来店できないとき、
あらかじめお届けいただいた
代理人の方が、預金者ご本人さまに
代わって預金手続きを
行うことができます。

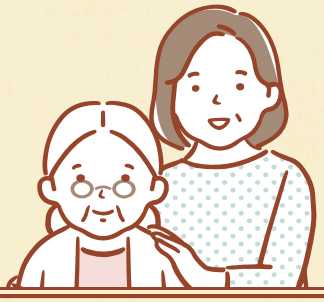

将来の代理人サービス

預金者ご本人さまが将来、
認知・判断能力を喪失されたとき、
あらかじめお届けいただいた
代理人の方が、預金者ご本人さまに
代わって預金手続き等を
行うことができます。

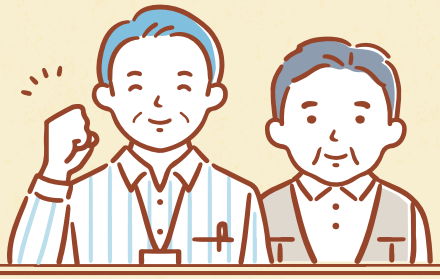

「代理人サービス」と「将来の代理人サービス」を組み合わせることで
預金者ご本人さまがお元気なうちから、代理人によるお取引が可能となります。
万が一、認知・判断能力を喪失された場合でも
引き続き代理人によるお取引が可能となります。

昭和信用金庫

	代理人サービス	将来の代理人サービス
対象の代理取引	当座預金を除く預金の入出金・新規口座開設・解約	①当座預金を除く預金の入出金・新規口座開設・解約・振込 ②届出事項変更届、喪失届 ③残高証明書発行の手続き ④自動振替の設定・解約、為替自動振込サービスの設定・変更・解約 ⑤出資金の譲渡
申込受付	預金者と代理人からお届けをいただきます。	
必要書類	○親族であることが確認できる戸籍謄本等 ○預金者と代理人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)	
代理人の条件	配偶者、血縁関係のある二親等以内の成人の親族から1名 ※二親等以内とは、子供、両親、兄弟・姉妹(義理を含む)、孫、祖父母	
代理人との取引	○取引の都度、代理人の本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。 ○代理取引にかかる根拠となる書面(請求書や領収書)の提示を求めることがあります。	
利用開始時期	契約日から	○代理人が『代理人取引開始届』を提出した後 ○預金者の認知・判断能力が喪失していることを確認するため、医師による「認知症」である旨の診断書をご提出いただきます。 ○預金者と代理人の間に現在も血縁関係があることを確認するため、戸籍謄本等の公的書類をご提出いただきます。 ○申込時にご提出いただいた家系図に変更がないことを確認させていただきます。変更があった場合には再度、代理人からご提出いただきます。
キャッシュカード	預金者のみ利用可	利用不可
変更・停止	①預金者が死亡した場合 ②預金者または代理人の認知・判断能力が無くなった場合 ③代理人が行う取引に疑義があると当金庫が判断した場合 ④預金者に成年後見制度の開始があった場合 ⑤認知・判断能力が無くなった内容の医師の診断書が提示された場合 ⑥その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合	①預金者または代理人が死亡した場合 ②代理人の認知・判断能力が無くなった場合 ③代理人が行う取引に疑義があると当金庫が判断した場合 ④預金者に成年後見制度の開始があった場合 ⑤預金者の認知・判断能力が回復した場合 ⑥その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合

当金庫の判断でサービスを停止させていただく場合があります。詳しくは、窓口または渉外係までお気軽におたずねください。

令和7年8月1日現在